

## 学校・警察 相互連絡制度の概要

平成 21 年 4 月 1 日から運用開始

本制度は、児童生徒の非行の防止と問題行動の解決について、学校と警察が連携を密にして対応することにより、児童生徒の健全育成を図ることを目的として平成 21 年 4 月 1 日から運用されています。

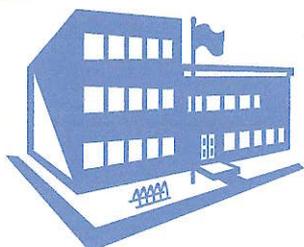
### 背景



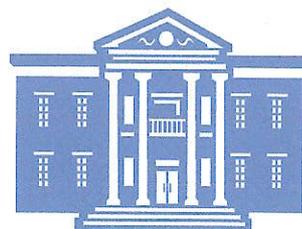
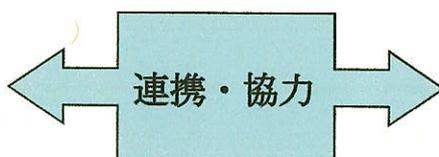
少年非行が深刻化し、凶悪化・低年齢化の傾向にあることに加え、高度情報化社会の進展に伴い、新たな児童生徒に関する問題が起こっています。児童生徒の非行や問題行動は、早期発見・早期対応が重要であるため、学校と警察が児童生徒の健全育成を担う最前線の機関として、情報交換・連携を一層充実させることが求められています。

### 目的

児童生徒の非行の防止・問題行動の解決について、学校と警察がそれぞれの役割を果たしながら、相互に理解を深め、連携を密にして対応することにより、児童生徒の健全育成を図ることを目的としています。



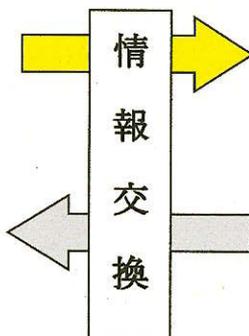
学校



警察署

学校が把握した児童生徒の非行や問題行動のうち、校長が警察署との連携が必要であると認める事案（犯罪性があり、学校の再三の指導にもかかわらず、指導に従わず解決できない事案など）。

※ 基本は、学校と保護者の協力により解決する。



- 1 警察が取り扱った非行事案（犯罪行為全般）
- 2 その他刑罰法令に触れる事案やそのおそれがある事案
- 3 飲酒、喫煙、深夜徘徊などを繰り返す場合

※ 該当する全ての事案が連絡されるわけではない。